

会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	平成29年1月30日(月) 午後3時55分から午後5時15分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護審査会委員 寺田委員、伊藤委員、久米川委員、的場委員、森口委員 ・実施機関(政策企画室IT) 山下課長、長嶋総括主査、平尾主任、山田主事 ・実施機関(生活福祉課) 西田課長、山口係長、辻係長、浅野主事、古橋主事 ・事務局職員(総務部総務管財室) 土本室長、高垣総括主査、船津総括主査、柿花主事
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選出について 2 基幹系システムのクラウド化について(報告) 3 レセプト管理システムのクラウド化について(報告) 4 和泉市個人情報保護条例の一部改正について(報告) 5 その他
会議の要旨	・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	会議公開(傍聴者なし)

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)
<p>1 会長の選出について 委員の互選により、森口委員を会長に選出した。</p> <p>2 基幹系システムのクラウド化について(報告) 資料に基づいて、政策企画室IT政策担当から説明を行った。</p>

委員 システムとは何か。

IT政策担当 住民記録等の情報を管理しているソフトウェアのことである。

委員 中にデータは入っていないのか。

IT政策担当 住民記録や市民の税等の情報がソフトウェアの中に入っている。

委員 ソフトウェアに入っているデータも含めた全体がシステムという認識でよいか。

IT政策担当 そのとおり。

委員 WizLIFE やR-Stage というのは何か。

IT政策担当 職員が作業するためのソフトウェアであり、名前は会社が付けている商品名である。個人情報も入っており、市役所の職員がこれを使って仕事をしている。例えば、住民票の発行や給付事務なども行われている。

委員 そのソフトウェアを使って住民票を発行するのか。

IT政策担当 そうである。このシステムを使ってプリントアウトを行い、窓口で住民票を渡す。

委員 和泉市のデータがこのソフトウェアで取り扱われて、それがクラウド内に保管されているということか。

IT政策担当 今までは市にサーバーを置いて、その中に住民記録等のデータを保管していたが、今年の1月から WizLIFE を製造している日本電子計算株式会社のデータセンターにデータを移動させたという報告である。

委員 資料の①～④の基幹系システムは、全て同社のソフトウェアなのか。

IT政策担当 そのとおり。

委員 データは全て同社のデータセンター内にあるのか。

IT政策担当 そうである。

委員 データセンター内では、データは自由に行き来することができるのか。

IT政策担当 データセンターは自治体専用クラウドサービスとなっている。インターネットから自由に見られるかという趣旨の質問であれば、セキュリティが確保されているため、見られない。

委員 セキュリティ確保の質問ではない。住民記録や就学援助などはそれぞれ担当課が違ふと思うが、1つの基幹系システム内にこれらのデータがまとめて保存されているのであれば、違ふ担当課間において、その情報を相互、自由に利用できるのかという意味の質問である。

IT政策担当 権限を細かく設定しており、住民記録は市民室、税は税務室しか使えないというように、特定部署の特定職員しかアクセスできないよう設定している。

委員 本来であれば、他部署同士の情報の交換は、意見照会などの手続が必要と思うが、システムを利用すれば、手続なしで個人情報を利用できるようなシステムとなっているのか。

IT政策担当 情報連携が認められていないものや法的に担保されていない情報については、今回クラウド化したからといって、自由に情報連携ができるということではない。

委員 どのようにして利用できないようにしているのか。

IT政策担当 システムは既に出来上がっているものであり、新たに情報連携したい場合には、費用をかけてプログラムの変更が必要となる。その変更を行わなければ、

職員も会社側も自由に情報連携できない。

委員 資料の①WizLIFE 内であれば、全ての情報が連携されているのか。

I T政策担当 WizLIFE は市民室、税務室、保険年金室の3つの業務課が利用するシステムであり、当然、税であれば保険との連携が必要であったり、住民記録との連携が必要であったりする。密接に関係するシステムが一つの商品になっている。
②R-Stage、③PM 教育、④健康かるてを利用する事務で必要な情報はそれぞれ異なるため、各システムごとに必要な情報連携がなされている。

委員 例えば税金を担当している職員は、国民健康保険のデータにアクセスすることができるのか。

I T政策担当 税の職員も自分の業務として必要であれば、必要な部分までは見ることはできるが、必要でないところまでは見ることはできないようになっている。

委員 アクセスログはどうなっているのか。

I T政策担当 アクセスログは全部取られている。例えば、税の職員であれば、一人ひとり静脈で登録しているが、税の職員がアクセスした場合は、その職員が使える権限はここまでというように設定を変えている。

委員 個人で設定を変えているのか。

I T政策担当 職員個人のレベルごとに細かく設定を変えている。最初、パソコンにログインする段階で登録された権限までしか操作できないようになっている。

和泉市では職員一人ひとりの静脈登録と権限登録が全て管理されており、この課の職員だったら全て扱えるというわけではなく、その中でも業務により利用できる職員、できない職員がいる。不正な閲覧をした場合には、この職員と特定できるように必ずログが取られている。

委員 本来、この話はクラウド化の話であり、今まで和泉市の中にそういうシステムがあったが、それを外部に出したということ。

そもそもクラウド化して、外部に出してもよいのかという議論は以前に十分されてきたわけだが、データが盗まれたときに盗まれたことさえ分からないことが非常に危険だと感じる。だからといってクラウド化がダメだとはならず、この方向で進めることが国の方針として制度化されている。

I T政策担当 そのとおり。

委員 個人情報管理を徹底し、不正なアクセスが行われないよう努めていただくとともに、業者への監督を十分に行ってもらふことや優良業者に依頼するなど、クラウド化することで決定している以上、あとは誰を相手方として選ぶかが重要になる。

委員 クラウドを行っている業者はどのような企業なのか。

I T政策担当 自治体の基幹系業務のクラウドを行う業者は、限られた会社しかない。主に国内では特定されており、1700の自治体がいずれかの業者に委託している形となっている。会社的にもセキュリティをしっかりとするとそれなりの体力、資産能力が必要となってくる。

委員 契約書はどうなっているのか。

I T政策担当 個人情報の取扱いに関する特約の一部抜粋を資料として添付している。

委員 指紋ではなく、静脈認証とのことだが、何が違うのか教えてもらいたい。

I T政策担当 手の平の静脈認証を行っている。精度が高く不正されにくいと言われている。

る。指紋の場合は、不正されたり、読みとりが不正確であったりする。

住基ネットワークの場合は、日本政府が静脈認証を導入することを義務付けており、同様のシステムを和泉市では導入している。現時点で考えられる技術の中では最高のものである。

3 レセプト管理システムのクラウド化について（報告）

資料に基づいて、生活福祉課から説明を行った。

委員 LGWAN-ASP とは何か。

生活福祉課 総合行政ネットワークという、行政しか使えないネットワークを国が作っており、そのネットワークのことを LGWAN という。その LGWAN 回線を通して使うシステムのことを便宜上、LGWAN-ASP と呼ぶ。一般的なインターネット回線であったり、IP-VPN の回線とは異なり、普通の一般業者はその回線を利用できないつくりとなっている。そのため、より安全にシステムを使えることになる。

LGWAN-ASP というサービスはたくさんあり、例えば、和泉市では地理情報システムは既にそれを使っている。それとは別に生活保護のレセプト管理システムも LGWAN-ASP のサービスがあるので、使いたいという報告である。

委員 次第2の基幹系システムは、LGWAN-ASP ではないのか。

生活福祉課 LGWAN-ASP ではない。

基幹系システムは、和泉市全庁で使っている基幹系の大元となるシステムのクラウド化についての報告であったが、次第3の報告は、生活保護業務の中の医療扶助のレセプト管理のために使うシステムのクラウド化についての報告である。

委員 生活保護者のレセプトの対象となっている人の氏名、住所、生年月日、性別などは基幹系システムのデータセンターとレセプト管理の両方にデータがあるということになるのか。

生活福祉課 氏名でいうと重なる部分は非常に多いと思うが、扱っている情報は全く違う。

委員 扱っている情報は異なっても、氏名、生年月日、性別は一緒なのか。

生活福祉課 そのとおり。

委員 生活福祉課で扱っていた情報が全てクラウドに移されることになるのか。

生活福祉課 現行システムは庁内にサーバーがあり、そこにデータは保管されている。今年の5月にシステムを変える予定をしており、サーバーをデータセンターの方に移動するので、情報は外部で管理することになる。

委員 そのタイミングで外部にデータが出ることになると思うが、生活保護のレセプトのデータは生活福祉課で作成することになるのか。

生活福祉課 生活保護のデータは生活福祉課で作成しているが、レセプト情報は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）からいただく情報になる。

委員 医療機関から支払基金に対する請求があり、医療機関が作るレセプト情報がそのままクラウドに取り込まれるのか。

生活福祉課 そのままではないが、医療機関が治療した日、病名は支払基金に情報が行くので、現状であれば支払基金から和泉市にデータが送られていたものが、データセンターに送られるようになる。

委員 支払機関は和泉市ではないのか。

生活福祉課 社会保険診療報酬支払基金法に基づき、医療機関から提出された診療報酬請求書の審査や保険者から医療機関への診療報酬の支払いの仲介を目的として、設立された特別民間法人が支払機関となる。支払基金は公的な機関であり、全ての保健医療費はここにいくことになる。

委員 今は支払基金から和泉市に情報が来ているものが、今後 LGWAN 回線を通してどこに行くのか。

生活福祉課 LGWAN のデータセンターに行く。保管先が和泉市から LGWAN のデータセンターに変わる。

委員 今まで市の中で保管していたものを市の外で保管するということが心配である。

生活福祉課 懸念されているのは、LGWAN に多様な業者がアクセスできるのではないかということかと思うが、総務省が職員の質、職員研修などしっかりした業者であると認めないと LGWAN へのアクセスはできないので、接続できる業者は信頼のできる業者に限定される。

委員 LGWAN とは何の略か。

生活福祉課 ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークの略である。

委員 サービスを提供できる業者は数社あるのか。

生活福祉課 全国で1社独占である。

委員 例えば、レセプトが別人のものであるとか、レセプト情報における個人情報異なるという異議があった場合は、誰が訂正を行うのか。

情報が誤っていることが認められた場合、クラウド化の前であれば、レセプト情報は市の職員が訂正することができていたものが、クラウド化の後であれば、具体的にレセプト情報の訂正は誰が行うのか。

生活福祉課 レセプト情報は支払基金からいただいた診療情報であり、この情報にはクラウド化される前後に変わりなく職員は訂正することできない。レセプト情報そのものが間違っているとすれば、病院又は支払基金にご相談いただくことになると思う。レセプト管理システムは、生活保護者であることといつから生活保護を受けているのかという情報を突合し、どれだけ医療扶助をしているかということ进行管理するためのシステムである。

それとは別に訂正請求者が生活保護者でなく、かつ市でもそのことを確認した結果、情報が間違っているとすれば、市が所有する生活保護の情報そのものを訂正する。

委員 診療を受けていないのにレセプト情報が送られてきた場合、どうするのか。

生活福祉課 その場合、市から病院に確認を取り、病院が確かに受診しているということであれば、それを信じるしかない。病院の方で間違いがあったのであれば、病院で間違いを訂正していただくことになる。

委員 市が所有する情報には訂正請求権があると思うが、その内容が訂正権があるかないかは難しい話であるが、市でチェックした上で、もしこの情報を訂正しなければならないとなると情報訂正状況を相手方に通知することになると思うが、その場合、市が必要な調査し、おかしいということであれば、支払基金に通知することになると思う。

ただ、レセプト情報の場合は、非常に難しく医療機関が不正請求している証拠

にもなり得るので、平成18年の最高裁の判決でデリケートに考えなければならぬという判決も出ている。個人が診療を受けたという性質の情報と医療機関がそのような不正なレセプトをあげてきたという証拠書類の面を持つ。非常に切り分けが難しい。

委員 クラウド化になっても市の情報として、個人情報の場合は訂正請求や情報の確認請求など、どのように対処するのか真摯に対応してもらう必要があると考える。

最終的に基金からあがってきた情報については、市では訂正することはできないので、基金による医療機関の調査を経て、正すべきところは正す。間違いがないのであれば、個人に対して訂正請求の内容はないことを説明する。

委員 資料の2情報資産のところ、住所は入っていないが資料に掲載している情報のみを取り扱うことで間違いはないか。

生活福祉課 受給者番号で突合を行うので、住所は特に扱うことはない。

4 和泉市個人情報保護条例の一部改正について（報告）

資料に基づいて、事務局から説明を行った。

- ・両罰規定についてパブリックコメントの内容を踏まえ案の変更を行う。
- ・番号法の改正に伴う条例改正について報告を行う。

委員 議会はもう通っているのか。

事務局 まだである。平成29年第1回定例会、3月議会に提案する予定である。

委員 これだけ市でクラウドで個人情報を外で管理するのだから、必要と思う。

いずれ、個人情報の保護に関する法律や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を受けた個人情報保護条例の改正を考えているのか。

事務局 大阪府や他の自治体も具体的な検討は進んでいない状況であるため、今後検討していくことになる。

委員 条例に罰則規定を設ける場合は、検察庁の意見を聴く必要があったと思うがどうか。

事務局 11月中にパブリックコメントを募集した後に検察協議を行い、既に終了している。意見の内容としては、本市の改正案で特に異議はないが、一定の周知期間の確保するため、施行日に余裕を持つようご意見をいただいた。

委員 それで、施行日を7月1日とすることで、少し遅らせているのか。

事務局 そのとおり。

5 その他（情報公開審査会会長の選出について）

委員の互選により、森口委員を会長に選出する方向となった。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。